

## 8月5日（金）静岡新聞 27面の地権者交渉についての記事に対する 県の見解

2022年8月5日

静岡県

### 1. 県の見解

静岡県は、「砂防規制放置問題」とする静岡新聞の累次にわたる記事について、静岡県としての見解を令和4年7月26日に発表し、その一部修正版を7月28日付で県のホームページに掲載した。

その要旨は以下のとおりである。

①砂防指定地は必要最小限度の範囲に止めるべきとされている。当該区域が当時の状況（他法令による管理状況等）で砂防指定地の指定理由が社会的に容認されうるものであるかを検討すると「砂防堰堤を設置すれば、砂防法による行為規制という私権の制限を行わなくても、治水上砂防の目的は達成できる。」という状態であったことから、行政行為の比例原則から見て、指定が社会的に認められるものではなかったと言える。

②必要最小限の範囲として指定の必要性が認められるか否かがまず重要であって、必要性が認められれば、土地所有者の同意が得られるよう努め、どうしても指定が必要であれば、土地所有者の同意が得られなくても指定すべきである。その後も当該区域については、指定の必要性がない状態であったので、そもそも土地所有者の同意を得るという事務を行う必要が生じていなかった。

（注）比例原則：達成されるべき目的とそのために取られる手段として権利・利益の制約との間に均衡を要する原則

### 2. 8月5日付けの記事に関する県の見解

#### ①ヒアリング結果について

・概ね県が公表した内容のとおりである。

#### ②「砂防規制放置問題」との見出しと「県の調査では地権者との交渉記録も残されておらず、県が地権者の意向を確認しないまま規制を放置していた疑いが強まった」について

・「当該区域を砂防指定地に指定する必要性は、法令の運用上、認められなかった。」のであるから、「規制を放置」という指摘は適切ではない。

・指定の必要性がない段階では、地権者の意向を確認する事務を行う必要性はなかったことから、「県が地権者の意向を確認しないまま規制を放置していた疑いが強まった。」との指摘は適切ではない。

#### ③「今回もヒアリング対象に、逢初川上流域の開発計画を所管していた用地管理課や、施設整備を担う工事課の職員は含まれていない。」について

・熱海土木事務所において、砂防指定地の指定の事務を行っているのは企画検

査課である。ヒアリング対象に「開発計画を所管していた用地管理課や、施設整備を担う工事課の職員は含まれていない。」のは当然である。

- ④「県の難波喬司理事は『記憶がない』ということなので、それ以上は申し上げられない。実際に交渉したのかは分からない」と説明している。」について
- ・この発言の前提として難波理事は「そもそも地権者に交渉に行く段階になかった」状態であったことを説明し、そのような状態であったので、「実際、交渉に行っていないと思われる。」と発言している。「交渉に行っていない」ので「交渉に行ったのか」と問われて「記憶がない」との答は理解できるところである。